

(報酬額の算定方法)

別表 1 (評議員)

評議員会に出席した場合、報酬として日額4,000円を支給する。ただし、涌谷修紅学舎定款第8条の規定により年間総額200,000円を上限とする。

区分	報酬 (日額)
評議員会への出席	4,000円
その他、評議員業務報酬	4,000円

別表 2 (理事)

理事の職務を行う役員等について、報酬として下表のとおり支給する。

区分	報酬 (日額)
理事会への出席	4,000円
その他、理事業務報酬	4,000円

別表 3 (監事)

監事の職務を行う役員等について、報酬として下表のとおり支給する。

区分	報酬 (日額)
理事会への出席	4,000円
その他、監事業務報酬	5,000円

別表 4 (評議員選任・解任委員)

評議員選任・解任委員の職務を行う委員について、報酬として下表のとおり支給する。

区分	報酬 (日額)
評議員選任・解任委員会への出席	4,000円

※ただし、評議員選任・解任委員会に構成される監事は、理事会と評議員選任・解任委員会が同日に開催される場合における報酬は、日額分を上限とする。

※ただし、法人内で選任された職員について、勤務時間内に参加する場合、無報酬とする。休日を利用し、出席した場合は上記のとおり支給する。